

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日
が、休日
に、は、
当日の
翌日)

目 次

- ◇告 示 字の区域の変更(三件)(市町村振興課)
- 字の区域の変更等(二件)(シ)
- 土地改良法による換地処分(五件)(農村整備課)

告 示

鳥取県告示第二百二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による田中地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成五年十一月一日現在の地番による。)
大字北村字野口	大字北村字野口のうち三三三の六の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字北村字上村	大字北村字上村三三七五の二の一部
大字北村字野口中	大字北村字野口三三三の六の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字北村字野口	大字北村字野口三三三の六の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字北村字上村	大字北村字上村のうち三三七一の二の一部、三七一内第一の一部、三七二三次一の一部、三三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字北村字井手	大字北村字井手ノ手七〇〇の二、七〇二の二、七〇二の二と一体をなす国有地の一部
大字北村字野口	大字北村字野口三三三の六の一部及びこれと一体をなす国有地
大字北村字上村	大字北村字上村のうち三三七一の二の一部、三七一内第一の一部、三七二三次一の一部、三三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字北村字野口中	大字北村字野口三三三の六の一部及びこれと一体をなす国有地
大字北村字野口	大字北村字野口三三三の六の一部及びこれと一体をなす国有地
大字北村字上村	大字北村字上村三三七五の二の一部
大字北村字野口中	大字北村字野口三三三の六の一部及びこれと一体をなす国有地
大字北村字野口	大字北村字野口三三三の六の一部及びこれと一体をなす国有地
大字北村字上村	大字北村字上村のうち三三七一の二の一部、三七一内第一の一部、三七二三次一の一部、三三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字北村字井手	大字北村字井手ノ手七〇〇の二、七〇二の二、七〇二の二と一体をなす国有地の一部

大字北村字萩原	大字北村字萩原のうち三八四の四、三八六の一、三八七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字北村字井手ノ手	大字北村字井手ノ手のうち七〇〇の一、七〇二の一、七〇二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二百二十三号

地方自治（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による真住地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成六年九月一日現在の地番による。）
濁谷字奥ツエ尻	濁谷字奥ツエ尻のうち七六の一の一部以外の区域
濁谷字大平ノ一	濁谷字大平ノ一 八〇及び七九、八〇、八一と一体をなす国有地の一部
濁谷字大平ノ一	濁谷字勝負塔尻一七五の一の一部
濁谷字大平ノ一のうち八〇及び七九、八〇、八一と一体をなす国有地以外の区域	

濁谷字勝負ケ塔

濁谷字勝負ケ塔のうち一五二の一の一部、一六二の一部、一六三の一の一部、一六三の二の一部、一六四の一の一部、一六四の二の一部、一六五の一部及び一五二の一、一六二と一体をなす国有地の一部以外の区域

濁谷字勝負塔尻一六六の一部、一七四の一部及びこれらと一体をなす国有地

濁谷字大平ノ前一九〇と一体をなす国有地の一部

濁谷字勝負塔尻

濁谷字奥ツエ尻七六の一の一部

濁谷字大平ノ一 八一と一体をなす国有地の一部

濁谷字勝負ケ塔一五二の一の一部これと一体をなす国有地

濁谷字勝負塔尻のうち一六六の一部、一六七、一六八、一六九の一、一六九の二、一七〇の一、一七〇の二、一七〇の三、一七一、一七二から一七四までの一部、一七五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

濁谷字登り峯尻一七六の二、一七七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

濁谷字登り峯尻

濁谷字勝負ケ塔一六三の二の一部、一六四の一の一部、一六四の二の一部、一六五の一部

濁谷字勝負塔尻一六六の一部、一六七、一六九の一、一六九の二、一七〇の一、一七〇の二、一七一、一七二から一七四までの一部及びこれらと一体をなす国有地

濁谷字登り峯尻のうち一七六の二、一七七の一の一部、一八四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

濁谷字大平ノ前一八五の一部、一八六の一の一部、一八六の二、一八八の一の一部、一八八の二、一八九の一部及び一八八の一、

濁谷字大平ノ前	一八八の二と一体をなす国有地の一部 濁谷字勝負ヶ塔一六二の一部、一六三の一部、一六三の二の一部及び一六二と一体をなす国有地の一部 濁谷字登り峯尻一六八及び一六八、一六九の二と一体をなす国有地の一部
濁谷字妙見河原	濁谷字大平ノ前のうち一八五、一八六の一部、一八六の二、一八七の一部、一八八の一部、一八八の二、一八九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
濁谷字下町前川端	濁谷字妙見河原のうち二三〇、二三一、二三二の二、二三三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 濁谷字登り峯尻一八四の二の一部及びこれと一体をなす国有地 濁谷字大平ノ前一八五の一部、一八六の一部、一八七の一部及びこれらと一体をなす国有地 濁谷字妙見河原二三〇、二三一、二三二の二、二三三の二、二三三及びこれらと一体をなす国有地 濁谷字下町前川端のうち二四〇の二の一部及び二四一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
濁谷字村中道下夕通	濁谷字下町前川端二四〇の二の一部及び二四一の二と一体をなす国有地の一部 濁谷字村中道下夕通のうち二六九の二の一部、二七〇の一部、二七五の二の一部及び二七〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
濁谷字塔畑	濁谷字塔畑のうち四六六、四六八、四七一と一体をなす国有地以外

濁谷字乙田尻河原	外の区域 濁谷字塔畑四六六、四六八、四七一と一体をなす国有地 濁谷字乙田尻河原の全域
濁谷字乙田	濁谷字乙田四七八の一部、四八〇の二の一部 濁谷字乙田のうち四七八の一部、四八〇の二の一部以外の区域
濁谷字寺尾	濁谷字寺尾四八八の一、四八九と一体をなす国有地の一部 濁谷字寺尾のうち四八八の一、四八九、五二三、五二四、五二七の一、五二八と一体をなす国有地の一部以外の区域
濁谷字前田	濁谷字寺尾五二三、五二四、五二七の一、五二八と一体をなす国有地の一部 濁谷字前田の全域
濁谷字个市	濁谷字宝佛五六〇 濁谷字个市のうち五四〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
濁谷字宝佛	濁谷字宝佛のうち五六〇以外の区域
濁谷字宮ノ前	濁谷字个市五四〇と一体をなす国有地の一部 濁谷字宮ノ前の全域
濁谷字鉦ヶ原	濁谷字鉦ヶ原のうち九〇一と一体をなす国有地の一部以外の区域
濁谷字貢田	濁谷字鉦ヶ原九〇一と一体をなす国有地の一部 濁谷字貢田の全域
濁谷字横路田	濁谷字横路田のうち一〇五一の二の一部、一〇五七の二の一部以外の区域 濁谷字横路田一〇五一の二の一部、一〇五七の二の一部 濁谷字塔畑のうち一〇五九、一〇六〇の二の一部、一〇六一の二の一部、一〇六六の二の一部、一〇六六の二、一〇六六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

濁谷字仲田	濁谷字仲田一〇七〇の一部 濁谷字横路田一〇五七の二の一部
濁谷字向大町川端	濁谷字向大町川端のうち一〇七五の二、一〇七六の二、一〇七八の二、一〇七八の四、一〇七八の五、一〇七八の九、一〇八一の二、一〇八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
濁谷字向大町ノ上ミ	濁谷字塔田一〇六六の二の一部、一〇六六の三の一部 濁谷字向大町川端一〇八二の二の一部及びこれと一体をなす国有地 濁谷字向大町ノ上ミの全域
濁谷字寄安	濁谷字寺小路ノ上ミ一三八〇の二、一三八〇の三、一三八二及びこれらと一体をなす国有地の一部 濁谷字寄安のうち一四二の二の一部、一四三の一部、一四四、一四五、一四七の一部、一四八の一部、一四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 濁谷字仲屋家ノ前一二八八の二の一部、一二八九の二、一二八九の三の一部、一二八九の六の一部及び一二八九の二と一体をなす国有地 秋縄河東ヨシ久二の一から二の四まで

濁谷字鉄穴洞	濁谷字鉄穴洞のうち一二三八、一二三九の二、一二三九の三、一二三九の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
濁谷字代ノ平	濁谷寄安一四四五の一部、一四四七の一部、一四四八の二の一部、一四四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 濁谷字鉄穴洞一二三九の三の一部、一二三九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
濁谷字仲屋屋敷廻り	濁谷字寄安一四二の二の一部、一四三の一部、一四四、一四五の一部及びこれらと一体をなす国有地 濁谷字代ノ平一四二五八の一部、一二五九の一部、一二六八の一部、一二六九、一二七〇及び一二五九と一体をなす国有地 濁谷字仲屋屋敷廻りのうち一二七八の一部、一二八二から一二八四までの一部及び一二七七、一二八二と一体をなす国有地以外の区域
濁谷字仲屋ノ前	濁谷字仲屋家ノ前一二八七の一部及び一二八七と一体をなす国有地の一部 濁谷字繩手ノ下タ一三二二の二の一部及び一三二一、一三二二の二と一体をなす国有地の一部 濁谷字寄安一四二の二の一部 濁谷字仲屋屋敷廻り一二七八の一部、一二八二から一二八四までの一部及び一二七七、一二八二と一体をなす国有地の一部 濁谷字仲屋家ノ前のうち一二八七の一部、一二八八の二の一部、一二八九の二、一二八九の三、一二八九の四の一部、一二八九の五

<p>濁谷字一ト黒竹</p> <p>六の一部及び一二八七、一二八九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>濁谷字繩手ノ下タ一二二二の二の一部及び一二三〇、一二三二の二、一二三二の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>濁谷字一ト黒竹のうち一二三〇三の二の一部、一二三〇四の二の一部、一二三〇五の二の一部以外の区域</p> <p>濁谷字繩手ノ下タ一二三〇七の一部、一二三〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>濁谷字寺小路ノ上ミ一二三九の二の一部及び一二三七九の二、一二三七九の五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>濁谷字繩手ノ下タ</p> <p>濁谷字鉄穴洞一二三九の二の一部、一二三九の三の一部、一二三九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>濁谷字一ト黒竹一二三〇三の二の一部、一二三〇四の二の一部、一二三〇五の二の一部</p> <p>濁谷字繩手ノ下タのうち一二三〇七の一部、一二三〇八の一部、一二三〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二三一〇、一二三一〇の二の一部、一二三一〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>濁谷字仲屋ケ市一二三三から一二三七までの二の一部、一二三三の二の一部及び一二三六、一二三三と一体をなす国有地の一部</p> <p>濁谷字今森一二三六三、一二三六四、一二三六五の一部、一二三六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>濁谷字寺田一二三七四の一部</p> <p>濁谷字仲屋ケ市</p> <p>濁谷鉄穴洞一二三八、一二三九の二の一部、一二三九の三の一部、</p>				
<p>濁谷字大塔</p> <p>一二三九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>濁谷字仲屋ケ市のうち一二三三から一二三七までの二の一部、一二三三の二の一部及び一二三六、一二三三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>濁谷字大塔一二三四、一二三五及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>濁谷字大塔のうち一二三四、一二三五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>濁谷字今森</p> <p>濁谷字今森のうち一二三六三から一二三五まで、一二三六六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>濁谷字寺田</p> <p>濁谷字繩手ノ下タ一二三〇七の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>濁谷字今森一二三六五の一部、一二三六六の二の一部及び一二三五と一体をなす国有地の一部</p> <p>濁谷字寺田のうち一二七四の一部以外の区域</p> <p>濁谷字寺小路ノ上ミ一二三七九の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>	<p>濁谷字寺小路ノ上ミ</p> <p>濁谷字寺小路ノ上ミのうち一二三七九の二、一二三八〇の二、一二三八〇の二、一二八二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一二三七九の五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>濁谷字中祖</p> <p>濁谷字中祖のうち一二八二の二の一部、一二八三の二の一部以外の区域</p>	<p>濁谷字下町ノ向</p> <p>濁谷字下町ノ向一二六〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>濁谷字山根田一二二七の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>濁谷中祖一二八二の二の一部、一二八三の二の一部</p> <p>濁谷字下町ノ向のうち一二六〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>濁谷字山根田</p> <p>濁谷字山根田一六二四の二、一六二五の二の一部、一六二五の三の一部、一六二六、一六二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>秋縄字河東ヨシ久</p> <p>秋縄字河東ヨシ久のうち二の一から二の四以外の区域</p>	<p>秋縄字河西ヨシ久</p> <p>秋縄字河西ヨシ久のうち六の八の一部、七の二の一部、七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>秋縄字大門</p> <p>秋縄字大門のうち九の二の一部、九の三、一〇の一から一〇の三までの一部、一一の一の一部、一一の二、一二の一の一部、一二の二の一部、一二の三の一部、一二の四の一部、二四の一から二四の三まで、二五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>秋縄字大門道上</p> <p>秋縄字大門道上エ三二の二の一部及び三一の二と一体をなす国有地</p> <p>秋縄字鍛冶屋ケ市九四七の一部、九四八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>秋縄字河西ヨシ久六の八の一部、七の二の一部、七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>秋縄字大門九の二の一部、九の三、一〇の一から一〇の三までの一部、一二の二の一部、一二の三の一部、二五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>秋縄字御崎田</p> <p>秋縄字御崎田五〇の一の一部</p>	<p>秋縄字ナカフジ九三四の一の一部、九三五の二の一部、九三六の二の一部、九三七の二の一部、九三八の二の一部、九三九の二の一部、九四〇の二の一部、九四一の二の一部、九四二の二の一部、九四三の二の一部、九四四の二の一部、九四五の二の一部、九四六の二の一部、九四七の二の一部、九四八の二の一部、九四九の二の一部、九五〇の二の一部、九五一の二の一部、九五二の二の一部、九五三の二の一部、九五四の二の一部、九五五の二の一部、九五六の二の一部、九五七の二の一部、九五八の二の一部、九五九の二の一部、九六〇の二の一部、九六一の二の一部、九六二の二の一部、九六三の二の一部、九六四の二の一部、九六五の二の一部、九六六の二の一部、九六七の二の一部、九六八の二の一部、九六九の二の一部、九七〇の二の一部、九七一の二の一部、九七二の二の一部、九七三の二の一部、九七四の二の一部、九七五の二の一部、九七六の二の一部、九七七の二の一部、九七八の二の一部、九七九の二の一部、九八〇の二の一部、九八一の二の一部、九八二の二の一部、九八三の二の一部、九八四の二の一部、九八五の二の一部、九八六の二の一部、九八七の二の一部、九八八の二の一部、九八九の二の一部、九九〇の二の一部、九九一の二の一部、九九二の二の一部、九九三の二の一部、九九四の二の一部、九九五の二の一部、九九六の二の一部、九九七の二の一部、九九八の二の一部、九九九の二の一部、一〇〇の二の一部</p>	<p>秋縄字鍛冶屋ケ市九四七の一部、九四八の二の一部、九四八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>秋縄字大門道上エ四二の一の一部、四九の一の一部、四九の二、四九の三の一部及び四二の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>秋縄字御崎田のうち五〇の一の一部以外の区域</p>	<p>秋縄字松山下タ</p> <p>秋縄字松山下タのうち一〇九の一から一〇九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>秋縄字ナカフジ九三二の一の一部、九三二の二の一部、九三三の一の一部、九三三の二、九三三の三の一部、九三三の四の一部、九三四の一の一部、九三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

秋縄字小フケ	秋縄字小フケのうち一一〇から一二二まで、一一六の一以外の区域
秋縄字大ケ市	秋縄字小フケ一一〇から一二二まで、一一六の一 秋縄字大ケ市のうち一二六の三の一部及び一二三の六と一体をなす国有地の一部以外の区域 秋縄字大ケ市平ラ一四八の一部 秋縄字下川西屋敷廻り一七二の二の一部 秋縄字山根八六二の二、八六二の三の一部、八六五の三の一部、八六六の四の一部、八六七の六の一部及び八六五の三、八六六の四、八六七の六と一体をなす国有地の一部 秋縄字大ケ市平ラのうち一四八の一部以外の区域
秋縄字大ケ市平ラ	
秋縄字下川西屋敷廻り	秋縄字大ケ市一二六の三の一部 秋縄字下川西屋敷廻りのうち一七二の二の一部以外の区域
秋縄字堂ノ坂	秋縄字大ケ市一二三の六と一体をなす国有地の一部 秋縄字堂ノ坂のうち五六〇の二の一部、五六〇の二以外の区域 秋縄字向田八六〇の一部及び八五九の一、八六〇と一体をなす国有地の一部
秋縄字西ゾフリ	秋縄字山根八六二の二の一部、八六二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 秋縄字西ゾフリのうち六六八の一部、六七〇の一部、六七一から六七三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
秋縄字山ノ神ノムコウ	秋縄字西ゾフリ六六八の一部、六七〇の一部、六七一から六七三まで及びこれらと一体をなす国有地 秋縄字山ノ神ノムコウの全域

秋縄字大カヤ	秋縄字大カヤ一 六八八の一の一部 秋縄字西草利一 七四六の二、七四七の一と一体をなす国有地の一部 秋縄字大カヤ一のうち六八八の一の一部以外の区域
秋縄字西草利一	秋縄字西草利一のうち七四六の二、七四七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
秋縄字コミ山一	秋縄字コミ山一のうち七五七の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
秋縄字中河原	秋縄字コミ山一 七五七の二の一部及びこれと一体をなす国有地 秋縄字中河原のうち七九〇の一部及び七九〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
秋縄字荒田	秋縄字中河原七九〇の一部及び七九〇と一体をなす国有地の一部 秋縄字荒田の全域
秋縄字向田	秋縄字堂ノ坂五六〇の二の一部 秋縄字向田のうち八五六の一部、八五七の一部、八五八、八五九の二の一部、八五九の二、八六〇及びこれらと一体をなす国有地並びに八五九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
秋縄字山根	秋縄字堂ノ坂五六〇の二の一部、五六〇の二 秋縄字向田八五六の一部、八五七の一部、八五八、八五九の二の一部、八五九の二、八六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 秋縄字山根のうち八六二の二の一部、八六二の二、八六二の三の一部、八六五の三の一部、八六六の四の一部、八六七の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八六五の三、八六六の四と一体をなす国有地の一部以外の区域
秋縄字宮ノマヘ	秋縄字宮ノマヘのうち九一八の八及びこれと一体をなす国有地

秋縄字仲田	以外の区域 秋縄字松山下タ一〇九の二から一〇九の三と一体をなす国有地の一部 秋縄字宮ノマへ九一八の八及びこれと一体をなす国有地 秋縄字仲田のうち九二三から九二五までの一部、九二六の二の一部及び九二三と一体をなす国有地以外の区域 秋縄字ナカフジ九三一の二の一部、九三一の二の一部、九三二の二の一部、九三二の二の一部、九三三の二の一部、九三三の三の一部、九三三の四の一部、九三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 秋縄字東ケ市九六一の一部、九六二の一部及びこれらと一体をなす国有地 秋縄字杉ノ下タ九六三の一部及びこれと一体をなす国有地
秋縄字ナカフジ	秋縄字大門二五の二と一体をなす国有地の一部 秋縄字ナカフジ九三九の二の一部、九四〇の二の一部、九四二の二の一部、九四二の二の一部、九四三、九四四の二から九四四の三まで及びこれらと一体をなす国有地 秋縄字鍛冶屋ケ市九四五、九四六の一部、九四八の二の一部、九五二の二の一部、九五四及びこれらと一体をなす国有地 秋縄字船地仲河原九五五の二の一部、九五五の二の一部、九五六、九五七から九五九までの一部及びこれらと一体をなす国有地
秋縄字鍛冶屋ケ市	秋縄字鍛冶屋ケ市のうち九四五、九四六の一部、九四七、九四八の二の一部、九四八の四の一部、九五二の二の一部、九五四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
秋縄字船地仲河原	秋縄字船地仲河原のうち九五五の二、九五五の二、九五六、九五七から九五九までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
秋縄字東ケ市	秋縄字ナカフジ九三一の二の一部、九三二の二の一部、九三四の二の一部、九三五の二の一部、九三六の二、九三七、九三八、九三九の一部、九四〇の二の一部、九四〇の二の一部、九四一の二の一部、九四一の二の一部、九四二の二の一部、九四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 秋縄字船地仲河原九五七から九五九までの一部及びこれらと一体をなす国有地 秋縄字東ケ市のうち九六〇から九六二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 秋縄字杉ノ下タ九六三の一部
秋縄字杉ノ下タ	秋縄字船地仲河原九五五の二の一部、九五五の二の一部、九五九の一部及びこれらと一体をなす国有地 秋縄字東ケ市九六〇の一部、九六一の一部 秋縄字杉ノ下タのうち九六三の一部、九六四の一部、九六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
秋縄字ヨカフジ	秋縄字仲田九二三から九二五までの一部、九二六の二の一部及び九二三と一体をなす国有地の一部 秋縄字杉ノ下タ九六三の一部、九六四の一部、九六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 秋縄字ヨカフジの全域

鳥取県告示第二百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による溝口地区第六工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成六年六月一日現在の地番による。）
岩立字古堤	岩立字古堤のうち一〇七の一、一〇八の三、一〇八の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
岩立字掘田	岩立字古堤一〇七の一の一部、一〇八の三、一〇八の五及びこれらと一体をなす国有地 岩立字掘田の全域 岩立字神田二〇〇、二〇一の一の一部、二〇一の二及びこれらと一体をなす国有地
岩立字神田	岩立字神田平二三八から二四〇までの一部、二四一、二四二の一部、二四三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 岩立字神田のうち二〇〇、二〇一の一の一部、二〇一の二、二二

岩立字神田平	九の一の一部、二一九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 岩立字神田平二三七の二の一部、二三八の一部及びこれらと一体をなす国有地 岩立字宮ノ前三〇四の一部、三二三の二の一部、三一四の一の一部、三一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 岩立字大田三二五、三二六と一体をなす国有地の一部 岩立字古堤一〇七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 岩立字神田平のうち二三七の二の一部、二三八から二四〇までの一部、二四一、二四二の一部、二四三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
岩立字宮ノ前	岩立字宮ノ前のうち三〇四、三二〇、三二二、三二三の一、三二三の二、三一四の一、三一四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
岩立字大田	岩立字大田のうち三一五、三一六と一体をなす国有地の一部以外の区域
岩立字縄手	岩立字縄手のうち三五七の一、三五七の二、三五八の一、三五八の二、三五九、三六〇、三六一の一、三六三の一、三六五の一、三六六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
岩立字チャノ木	岩立字神田二一九の一の一部、二一九の三の一部 岩立字宮ノ前三〇四の一部、三二〇、三二二、三二三の一、三二三の二の一部、三一四の一の一部、三一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 岩立字縄手三五七の一の一部、三五七の二の一部、三五八の一の一部、三五九の一部、三六〇の一部、三六一の一、三六三の一、

<p>岩立字荒神ノ前</p>	<p>三六五の一、三六六の二及びこれらと一体をなす国有地 岩立字チャノ木のうち三七三の一部、三七四の一部、三七五、三七六、三七七から三八一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三八二と一体をなす国有地以外の区域 岩立字荒神ノ前四〇二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>岩立字松ノ木</p>	<p>岩立字チャノ木三八一及び三八二、三八二と一体をなす国有地の一部 岩立字荒神ノ前のうち四〇二の一部、四一三から四一六までの一部、四一七から四二六まで、四三二、四三三の一部、四三四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>岩立字大ブケ</p>	<p>岩立字チャノ木三七五の一部、三七六、三七七から三八〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地 岩立字荒神ノ前四一三から四一六までの一部、四一七から四二六まで、四三二、四三三の一部、四三四及びこれらと一体をなす国有地 岩立字松ノ木のうち四五三の一の一部、四五三の二の一部、四五四、四五五の一部、四五六の一の一部、四五七の一部、四五八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 岩立字中田六三二の一部、六三三、六三四の一部、六四五及びこれらと一体をなす国有地 岩立字荒掘六四六、六四七の二から六四七の三までと一体をなす国有地の一部</p>
<p>岩立字チャノ木</p>	<p>岩立字チャノ木三七三から三七五までの一部、三八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 岩立字松ノ木四五三の一の一部、四五三の二の一部、四五四、四五五の一部、四五六の一の一部、四五七の一部、四五八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>岩立字堂ノ前</p>	<p>岩立字大ブケのうち四六三の一部、四六五から四六八までの一部、四六九、四七〇、四七一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 岩立字堂ノ前四七二の一の一部、四七三の一、四七三の二の一部、四七三の三の一部、四七三の四、四七三の五の一部、四八三の二、四八三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>岩立字下屋敷</p>	<p>岩立字大ブケ四六三の一部、四六五から四六八までの一部、四六九、四七〇、四七一の一部及びこれらと一体をなす国有地 岩立字堂ノ前四七二の一の一部、四七二の三の一部、四七三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 岩立字下屋敷の全域 岩立字大道路端五九八の一、五九九の一の一部、六〇一の一の一部、六〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

岩立字中田		岩立字大道端
<p>岩立字中田のうち六二〇から六三三までの一部、六二三、六二四の一、六二四の二、六二五の一の一部、六二五の二、六二六の一</p>	<p>岩立字中田のうち七九九、八〇〇の一部、八〇一、八〇二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>岩立字寺尾八一〇、八一一の一部、八一七から八一九までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>岩立字中田六二四の一の一部、六二五の一の一部、六二六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>岩立字大道端のうち五八九の一部、五九〇の一の一部、五九〇の二の一部、五九八の一、五九九の一の一部、六〇一の一の一部、六〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>岩立字下行田六〇三の一、六〇三の二、六〇四から六〇六まで、六〇七の一、六〇七の二、六〇八の一の一部、六〇八の二、六〇九の一の一部、六〇九の二の一部、六一五の一から六一五の四までの一部、六一六の一部、六一七の一、六一七の二、六一八の一、六一八の二、六一九の一、六一九の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>岩立字中田六二〇から六二二までの一部、六二三、六二四の一部、六二四の二、六二五の一の一部、六二五の二、六二六の一部、六二七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>岩立字寺尾八二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>鳥取県告示第二百二十五号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による谷長瀬地区の換地処分</p> <p>の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 1144 657 1384">岩立字寺尾</td> <td data-bbox="657 1144 1407 1384"> <p>部、六二七の一部、六二八から六三三まで、六三四の一部、六三五の一部、六四五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1384 657 1624">岩立字垣尻</td> <td data-bbox="657 1384 1407 1624"> <p>岩立字荒掘のうち六四六、六四七の一から六四七の三までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1624 657 1863">岩立字寺尾尻</td> <td data-bbox="657 1624 1407 1863"> <p>岩立字寺尾尻のうち七三八の一の一部、七八三の二、七九二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1863 657 2116">岩立字大道端</td> <td data-bbox="657 1863 1407 2116"> <p>岩立字大道端五八九の一部、五九〇の一の一部、五九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 2116 657 2240">岩立字下行田</td> <td data-bbox="657 2116 1407 2240"> <p>岩立字下行田六〇九の一の一部、六一〇の一の一部、六一一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> </td> </tr> </table>	岩立字寺尾	<p>部、六二七の一部、六二八から六三三まで、六三四の一部、六三五の一部、六四五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	岩立字垣尻	<p>岩立字荒掘のうち六四六、六四七の一から六四七の三までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	岩立字寺尾尻	<p>岩立字寺尾尻のうち七三八の一の一部、七八三の二、七九二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	岩立字大道端	<p>岩立字大道端五八九の一部、五九〇の一の一部、五九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	岩立字下行田	<p>岩立字下行田六〇九の一の一部、六一〇の一の一部、六一一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
岩立字寺尾	<p>部、六二七の一部、六二八から六三三まで、六三四の一部、六三五の一部、六四五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>										
岩立字垣尻	<p>岩立字荒掘のうち六四六、六四七の一から六四七の三までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>										
岩立字寺尾尻	<p>岩立字寺尾尻のうち七三八の一の一部、七八三の二、七九二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>										
岩立字大道端	<p>岩立字大道端五八九の一部、五九〇の一の一部、五九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>										
岩立字下行田	<p>岩立字下行田六〇九の一の一部、六一〇の一の一部、六一一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>										

平成七年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成六年十一月十六日現在の地番による。）
大字谷一木字地 番	大字谷一木字地番のうち一から四までの一部、七の二の一部、七の三の一部、七の四、七の五の一部、八の二の一部、九、一〇の一部、一一の二の一部、一一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字谷一木字半 焼	大字谷一木字地引一一六、一一七の二と一体をなす国有地の一部 大字谷一木字上エ之段九五四の二の一部、九五五の三から九五五の五まで及びこれらと一体をなす国有地
大字谷一木字地 引	大字谷一木字半焼のうち九四の一部、九五の一部、九六から一〇〇まで、一〇一から一〇三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字谷一木字曾 崎	大字谷一木字地番二から四までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字谷一木字半焼九四の一部、九五の一部、九六から一〇〇まで、一〇一から一〇三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字谷一木字地引一一六、一一七の二、一一八から一二一まで、	

一二二の二、一二七から一二九まで、一三〇の一部、一三〇の二の一部、一三〇第一の一部、一三四の一部、一三五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字谷一木字曾崎のうち一三七の一部、一三九から一四一までの一部、一四四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字谷一木字ヒヅロ谷一六三の二及び一五四から一五六まで、一五九、一六三の二と一体をなす国有地の一部
大字谷一木字畔田の全域 大字谷一木字エビス田一九八から二〇二まで、二〇三の二の一部、二〇三の二の一部、二〇四、二〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字谷一木字野町二二〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字谷一木字前田九〇六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに九〇六と一体をなす国有地の一部
大字谷一木字ヒヅロ谷のうち一六三の二及び一五四から一五六まで、一五九、一六三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字谷一木字野町のうち二二〇の二及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字谷一木字荒岩のうち三五四、三六〇、三六一、三六三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字谷一木字高下原の全域
大字谷一木字塚本三八三の一部及びこれと一体をなす国有地 大字谷一木字荒岩三五四、三六〇、三六一、三六三と一体をなす国有地の一部
大字谷一木字塚本のうち三八三、三八四の一部、三八五の一部、

<p>大字谷一木字ヤ ナイ谷</p>	<p>三八八の一部、三九四の一の一部、三九五、三九六、三九六の一、三九六の二の一部、三九七及びこれらと一体をなす国有地並びに三九四の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字谷一木字塚本三八三から三八五までの一部、三八八の一部、三九四の一の一部、三九五の一部、三九六、三九六の一、三九六の二の一部、三九七及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字谷一木字ヤナイ谷の全域</p> <p>大字谷一木字千倉口四三三の二の一部、四三四の二、四三五の一部、四三六、四三七、四三八の一部、四三九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字谷一木字日平七四〇の一の一部、七四一の二、七四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七四〇の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字谷一木字千倉口</p>	<p>大字谷一木字千倉山</p>	<p>大字谷一木字河田</p>	<p>大字谷一木字河田のうち六三三、六三五の一、六三五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字谷一木字大平土居六三九の二の一部、六四三の一部</p> <p>大字谷一木字廣見七三二の二の一部、七三三の二の一部、七三四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七三二の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字谷一木字大 平土居</p>	<p>大字谷一木字河田六三五の一、六三五の二と一体をなす国有地の一部大字谷一木字大平土居のうち六三九の二の一部、六四三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字谷一木字塚本三九五の一部及び三九四の三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字谷一木字河田六三三、六三五の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字谷一木字大平土居六四三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字谷一木字廣見のうち七二六の一部、七二七の一の一部、七二七の二の一部、七二七第一の一部、七二八の一部、七三二の二の一部、七三三の二の一部、七三四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七三二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字谷一木字日平</p>	<p>大字谷一木字越居</p>	<p>大字谷一木字日平のうち七三九の一から七三九の三まで、七四〇の一から七四〇の二まで、七四一の一の一部、七四一の二、七四一の三、七四一の四の一部、七四一の五、七四二の一から七四二の九まで、七四四の一部、七四五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字谷一木字越居七六四の一部、七六五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	

大字谷一木字越居	す国有地並びに七四一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字谷一木字越居七六四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字谷一木字廣見七二六の一部、七二七の一の一部、七二七の二の一部、七二七第一の一部、七二八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字谷一木字越居のうち七六四の一部、七六五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字谷一木字中谷口	大字谷一木字地引一三〇の二の一部、一三〇第一の一部、一三二の一部、一三二、一三三、一三四の一部、一三五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字谷一木字曾崎一三七の一部、一三九から一四一までの一部、一四四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字谷一木字エビス田二〇三の一の一部、二〇三の二の一部、二〇五の一部、二〇六から二〇九まで及びこれらと一体をなす国有地
大字谷一木字前田	大字谷一木字野町二一〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字谷一木字中谷口の全域 大字谷一木字前田九〇〇の一部、九〇一の一部、九〇三の一の一部、九一九の一、九一九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字谷一木字地番一から三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字谷一木字地引一三〇の一部、一三〇の二の一部、一三一の一部 大字谷一木字前田のうち九〇〇の一部、九〇一の一部、九〇三の一部

大字谷一木字上エ之段	一の一部、九〇六の一部、九一九の一、九一九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇六と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字谷一木字上エ之段九五四の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに九五三と一体をなす国有地の一部 大字谷一木字上エ之段のうち九五四の二、九五五の三から九五五の五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに九五三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字谷一木字尾崎	大字谷一木字地番七の一の一部、七の三の一部、七の四、七の五の一部、八の二の一部、九、一〇の一部、一一の一の一部、一二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字谷一木字尾崎の全域
大字谷一木字河原田	大字谷一木字河原田のうち一〇〇三の一の一部、一〇〇三の六の一部、一〇〇四の一の一部以外の区域 大字谷一木字天坪一〇二九の二と一体をなす国有地の一部 大字長瀬字蓮田二八二の一部
大字谷一木字天坪	大字谷一木字天坪のうち一〇二九の一の一部、一〇二九の二の一部及び一〇二九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字長瀬字大月七七の一、七八の七及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字長瀬字蓮田二八〇の一部、二八二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字長瀬字大月	大字長瀬字大月のうち七七の一、七八の七、七八の九及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

<p>大字長瀬字竹下</p>	<p>居</p>	<p>大字長瀬字中土</p>	<p>大字長瀬字カイ 曲り</p>	<p>大字長瀬字蓮田</p>	<p>大字長瀬字竹下 六の一〇及びこれらと一体をなす国有地並びに二九一の五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>三二七の五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字長瀬字中土居のうち三二七、三二七の一から三二七の三まで、 大字谷一木字河原田一〇〇三の一の一部、一〇〇三の六の一部</p>	<p>大字長瀬字蓮田二八五の一部、二八六の一の一部、二八六の二、二八六の三及びこれらと一体をなす国有地 大字長瀬字カイ曲りのうち二八七の一部、二八八の一の一部、二八九の四の四の一部、二九一の二、二九一の四、二九六の九、二九六の一〇及びこれらと一体をなす国有地並びに二九一の五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字長瀬字蓮田二八〇の一部 大字長瀬字岡のうち二七三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字長瀬字大月七八の九及びこれと一体をなす国有地並びに七八の一と一体をなす国有地の一部 大字長瀬字岡二七三の一と一体をなす国有地の一部 大字長瀬字蓮田のうち二八〇の一部、二八二の一部、二八五の一部、二八六の一の一部、二八六の二、二八六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字長瀬字カイ曲り二八七の一部、二八八の一の一部、二八九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字谷一木字河原田一〇〇三の一の一部、一〇〇四の一の一部 大字谷一木字天坪一〇二九の一の一部、一〇二九の二の一部</p>
----------------	----------	----------------	-----------------------	----------------	---	------------------------------------	--	--	--

<p>大字長瀬字上間</p>	<p>窪</p>	<p>大字長瀬字下間</p>	<p>窪</p>	<p>大字長瀬字中土居三二七の一の一部、三二七の二、三二七の三、三二七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字長瀬字竹下のうち三一八、三一九の一の一部、三一九次一、三二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二一の一、三二一の二、三二二、三二二の一、三二二の二、三二二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字長瀬字上間窪のうち三六五の一部、三六七の一部、三六八の一の一部、三六八の二、三六九から三七二までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字長瀬字下間窪三三三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三六四と一体をなす国有地の一部 大字長瀬字上間窪三六五の一部、三六七の一部、三六八の一の一部、三六八の二、三六九から三七二までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字長瀬字宮前四〇〇の一部及びこれと一体をなす国有地 大字長瀬字勝負岩四〇一の一の一部、四〇一の二の一部、四〇一の一〇及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇一の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字長瀬字中土居三二七の一と一体をなす国有地の一部 大字長瀬字竹下三一八の一部、三一九の一の一部、三一九次一、三二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二一の一、三二一の二、三二二、三二二の一、三二二の二、三二二と一体をなす国有地の一部 大字長瀬字下間窪のうち三五〇の一の一部、三五一の三の一部、三五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字長瀬字上間窪三六五の一部、三六七の一部、三六八の一の一部、三六八の二、三六九から三七二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字長瀬字中土居三二七の一と一体をなす国有地の一部 大字長瀬字竹下三一八の一部、三一九の一の一部、三一九次一、三二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二一の一、三二一の二、三二二、三二二の一、三二二の二、三二二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字長瀬字中土居三二七の一と一体をなす国有地の一部 大字長瀬字竹下三一八の一部、三一九の一の一部、三一九次一、三二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二一の一、三二一の二、三二二、三二二の一、三二二の二、三二二と一体をなす国有地の一部</p>
----------------	----------	----------------	----------	---	---	---	--	---

<p>大字長瀬字勝負岩</p> <p>大字長瀬字中土居三一七、三一七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字長瀬字竹下三一八の一部、三一九の二の一部</p> <p>大字長瀬字下間窪三五〇の二の一部、三五〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字長瀬字宮前四〇〇の二の一部及び三九九の二と一体をなす国有地</p> <p>大字長瀬字勝負岩のうち四〇一の二の一部、四〇一の二の一部、四〇一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇一の二</p>	<p>大字長瀬字宮前</p> <p>大字長瀬字宮前のうち三八三、三八四から三八六までの一部、三八七の二の一部、三九〇の二の一部、三九一の二から三九二の三までの一部、三九二、三九三、三九四の二の一部、三九四の二の一部、三九五の二の一部、三九九の二の一部、四〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三八六の二、三八七の二、三九九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字長瀬字宮前三八三、三八四の一部、三八五の一部、三八七の二の一部、三九〇の二の一部、三九一の二から三九二の三までの一部、三九二、三九三、三九四の二の一部、三九四の二の一部、三九五の二の一部、三九九の二の一部、四〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字長瀬字前田六七一の二、六七三の二の一部、六七四の二の一部、六七五、六七六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	
<p>大字長瀬字塚本</p> <p>大字長瀬字宮前三八六の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三八六の二、三八七の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字長瀬字宮ノ上ミ四一七の一部、四一八の二の一部、四一八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字長瀬字河瀬屋四三三の二、四三三、四三四及びこれらと一体</p>	<p>大字長瀬字大岩</p> <p>大字長瀬字實原口四四九から四五一まで、四五一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字長瀬字大平四五二の二の一部、四五三の二の一部、四五三の二、四五三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字長瀬字大岩の全域</p>	<p>大字長瀬字河瀬</p> <p>大字長瀬字河瀬屋のうち四三三の二、四三三、四三四及びこれらと一体をなす国有地並びに四三三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字長瀬字實原口</p> <p>大字長瀬字實原口のうち四四九から四五一まで、四五一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字長瀬字大平</p> <p>大字長瀬字大平のうち四五二、四五二の二、四五三の二から四五三の三まで、四五四、四五四次一、四五七の二、四五七次一、四五八、四五九の二、四六〇の二、四六一、四六二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字長瀬字宮ノ上ミ</p> <p>大字長瀬字宮前三八六の二の一部</p> <p>大字長瀬字宮ノ上ミのうち四一七の一部、四一八の二の一部、四一八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字長瀬字河瀬屋四三三の二と一体をなす国有地以外の一</p> <p>大字長瀬字塚本六五八と一体をなす国有地の一部</p>

<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字谷一木字畔田、大字谷一木字エビス田</p>
<p>大字長瀬字前田</p>	<p>大字長瀬字前田のうち六七二の一、六七二の一、六七二の二、六七三の一、六七三の二、六七三の二、六七四の一から六七四の三まで、六七五、六七六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字長瀬字向田</p>	<p>大字長瀬字向田のうち六七七の六の一部以外の区域</p>
<p>をなす国有地</p>	<p>大字長瀬字大平四五二の一部、四五二の一、四五三の一部、四五三の三の一部、四五四、四五四次一、四五七の二、四五七次一、四五八、四五九の二、四六〇の二、四六一、四六二の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字長瀬字塚本のうち六五八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字長瀬字前田六七二の一、六七二の二、六七三の一の一部、六七三の二、六七四の一の一部、六七四の二、六七四の三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

鳥取県告示第二百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき東伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八

十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による加勢蛇東地区第一工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（平成六年十一月一日現在の地番による。）</p>
<p>大字槻下字鐘鋳場</p>	<p>大字槻下字鐘鋳場のうち八二八の一の一部、八二九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八二九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字槻下字駕籠据場</p>	<p>大字槻下字駕籠据場のうち八四八の一三八、八四八の一四一、八四八の一四八以外の区域</p>
<p>大字槻下字大高野</p>	<p>大字槻下字大高野のうち八五六の九の一部、八五六の一〇、八五六の一の一の一部、八五六の二の一部並びに八五二の一から八五二の三まで、八五三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字槻下字上大高八五八の一部、八五九から八六三まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字槻下字大高の全域</p> <p>大字槻下字大高八七〇から八七二まで、八七四の一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字槻下字小高野八七五の一七の一部、八七五の一八の一部、八七五の二二の一部、八七五の二三の一部、八七五の二五の一部、</p>

大字槻下字下大高	八七六の一〇の一部、八七六の一四の一部、八七六の一七の一部、八七六の一八の一部及びこれらと一体をなす国有地
高	これらと一体をなす国有地以外の区域
大字槻下字小高野	大字槻下字小高野のうち八七五の一七の一部、八七五の一八の一部、八七五の二二の一部、八七五の二三の一部、八七五の二五の一部、八七六の五から八七六の一〇までの一部、八七六の一四の一部、八七六の一七の一部、八七六の一八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字槻下字上小高	大字槻下字上小高の全域
大字槻下字小高八七九	大字槻下字小高八七九と一体をなす国有地
大字槻下字上齊ノ尾九九六	大字槻下字上齊ノ尾九九六の一〇から三〇の一、二までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字金屋字小高野三〇	大字金屋字小高野三〇の一〇から三〇の一、二までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字金屋字小高谷八六	大字金屋字小高谷八六の一部、八七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字槻下字小高	大字槻下字小高のうち八七九と一体をなす国有地以外の区域
大字槻下字鐘鑄場八二八	大字槻下字鐘鑄場八二八の一の一部、八二九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八二九と一体をなす国有地の一部
大字槻下字大高野八五二	大字槻下字大高野八五二の一から八五二の三まで、八五三の一と一体をなす国有地の一部
大字槻下字大高八七三	大字槻下字大高八七三及びこれと一体をなす国有地の一部
大字槻下字塚本の全域	大字槻下字塚本の全域
大字槻下字上宮頭八九九	大字槻下字上宮頭八九九から九〇一まで、九〇二の一、九〇三の

大字槻下字上宮頭	一、九〇三の三及びこれらと一体をなす国有地 大字槻下字上宮頭のうち八九九から九〇一まで、九〇二の一、九〇三の一、九〇三の三、九〇四の一、九〇五の一、九〇六の一、九〇七の一、九〇八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字槻下字下宮頭	大字槻下字下宮頭の全域
大字槻下字下齊ノ尾	大字槻下字下齊ノ尾のうち九三〇の一、九三〇の二、九四三の一、九四四の二、九四四の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字槻下字上齊ノ尾	大字槻下字上齊ノ尾のうち九九六の一の一部、九九六の三七の一部、九九六の四三の一部、九九七の一の一部、九九七の二、九九七の二八から九九七の三一までの一部、九九七の三三の一部、九九七の三五の一部、九九七の三八から九九七の四八までの一部、九九七の七〇の一部、九九七の七一、九九七の七三から九九七の八〇まで、九九七の八四の一部、九九七の八五から九九七の八九まで以外の区域
大字金屋字小高八七	大字金屋字小高八七の一の一部、八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八七の一と一体をなす国有地の一部
大字金屋字大林八八	大字金屋字大林八八の一、八八の二、八九の一の一部、九一の一、九一の二の一部、九一の四、九一の五の一部、九一の六、九一の八の一部、九一の九の一部、九一の一、九一の二三から九一の

大字金屋字大高	一五まで、九七の四から九七の六までの一部、九七の八の一部、九七の九の一部、九七の一の一部
谷	大字金屋字大高谷のうち二七の一〇の一部、二七の一の一部以外の区域 大字金屋字小高野三〇の一三の一部、三〇の二四の一部 大字槻下字大高野八五六の九の一部、八五六の一〇、八五六の一の一部、八五六の一三の一部 大字槻下字上大高八五七、八五八の一部及びこれらと一体をなす 国有地
大字金屋字小高野	大字槻下字小高野八七六の九の一部、八七六の一八の一部 大字金屋字大高谷二七の一〇の一部、二七の一の一部 大字金屋字小高野のうち三〇の九から三〇の一三までの一部、三〇の二四の一部及びこれらと一体をなす 国有地以外の区域
野	大字金屋字小高谷八二の一部、八三の一部、八四、八五、八六の一部、八七の一部、八七の二の一部及びこれらと一体をなす 国有地並びに八七の一と一体をなす 国有地以外の区域
大字金屋字小高	大字槻下字小高野八七六の五から八七六の九までの一部
峯	大字金屋字小高峯のうち五一と一体をなす 国有地以外の区域
大字金屋字出口	大字金屋字出口のうち七五の三、七六の二、七七の二から七七の四まで以外の区域
大字金屋字大林	大字金屋字小高野三〇の九の一部 大字金屋字小高峯五一と一体をなす 国有地の一部 大字金屋字出口七五の三、七六の二、七七の二から七七の四まで 大字金屋字小高谷七八から八一まで、八二の一部、八三の一部、

大字杉下字清水	八七の二の一部、八七の三から八七の五まで及びこれらと一体をなす 国有地
谷向	大字金屋字大林のうち八八の一、八八の二、八九の一の一部、九一の一、九一の二の一部、九一の四、九一の五の一部、九一の六、九一の八の一部、九一の九の一部、九一の一、九一の三から九一の一五まで、九七の四から九七の六までの一部、九七の八の一部、九七の九の一部、九七の一の一部以外の区域 大字金屋字野畑ケの全域
大字杉下字北大成	大字槻下字上齊ノ尾九九七の一の一部、九九七の二、九九七の二八から九九七の三一までの一部、九九七の三三の一部、九九七の三五の一部、九九七の三八から九九七の四八までの一部、九九七の七〇の一部、九九七の七一、九九七の七三から九九七の八〇まで、九九七の八四の一部、九九七の八五から九九七の八九まで
大字杉下字北大成	大字杉下字清水谷向のうち三五九の一以外の区域
成	大字杉下字ナルトコ四八八の一部 大字杉下字北大成のうち四六二の一の一部、四六二の二の一部、四六三の一部、四六四の四から四六四の八までの一部以外の区域 大字杉下字大成四六六の一部及びこれと一体をなす 国有地 大字杉下字ナルトコ四八九の二の一部、四八九の一五の一部、四八九の一六の一部
大字杉下字大成	大字杉下字北大成四六四の八の一部 大字杉下字大成のうち四六六の一部及びこれと一体をなす 国有地以外の区域
大字杉下字崎山	大字杉下字ナルトコ四八六の一部 大字杉下字崎山のうち四八四の三、四八四の七から四八四の一〇

大字杉下字ナルトコ	<p>まで、四八五の一から四八五の九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字杉下字清水谷向三五九の一</p> <p>大字杉下字北大成四六四の四から四六四の八までの一部</p> <p>大字杉下字大成四六六の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字杉下字崎山四八四の三、四八四の七から四八四の一〇まで、四八五の一から四八五の九まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字杉下字ナルトコのうち四八六の一部、四八八の一部、四八九の二の一部、四八九の六から四八九の一六までの一部、四八九の二五の一部以外の区域</p>
大字杉下字一本松	<p>大字杉下字北大成四六二の一の一部、四六二の二の一部、四六三の一部</p> <p>大字杉下字ナルトコ四八九の六から四八九の一五までの一部、四八九の二五の一部</p> <p>大字杉下字一本松の全域</p>
廃止する字の名称	<p>大字槻下字上大高、大字槻下字大高、大字槻下字上小高、大字金屋字野畑ケ、大字金屋字小高谷</p>

鳥取県告示第二百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る加勢蛇束地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>鳥取県告示第二百二十八号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る溝口地区第六工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。</p> <p>平成七年三月十七日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	<p>鳥取県告示第二百二十九号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、八頭郡河原町大字北村三四八上田富夫ほか七人の者が共同して行う土地改良事業に係る田中地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。</p> <p>平成七年三月十七日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	<p>鳥取県告示第二百三十号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業に係る谷長瀬地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。</p> <p>平成七年三月十七日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>
---	---	---

鳥取県告示第二百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る真住地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次